

## 令和4年9月 四万十市農業委員会総会 議事録

1 日 時 令和4年9月6日(火) 午後2時30分～午後3時25分  
 2 場 所 西土佐総合支所 2階 大会議室  
 3 出席委員

(1) 農業委員 16名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	桑原 宏文	9	山本 官	15	正木 卓夫
2	篠田 新生	10	芝 順子	16	岡崎 誠
5	加用 雅啓	11	岡村 猛	17	尾崎 征洋
6	安藤 久徳	12	伊勢脇 精藏	18	福留 宜彦
7	谷崎 容子	13	土居 忠栄		
8	遠地 美千代	14	清水 優志		

(2) 農地利用最適化推進委員 8名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	東 正世	4	岡本 尚子	7	宮地 浩
2	武井 健治	5	宮地 秀之	8	竹村 光一
3	宮崎 幸一	6	山口 昇彦		

4 欠席委員

(1) 農業委員 3名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
3	伊与田 真哉	4	井上 靖好	19	畠中 温喜

(2) 農地利用最適化推進委員 0名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名

5 事務局職員出席者

職名	氏名	職名	氏名
事務局長	朝比奈 雅人	係長 (西土佐地域担当)	田辺 秀樹
事務局長補佐	吉田 貴浩	主幹	安田 晃子
事務局長補佐 (西土佐地域担当)	佐川 徳和	主幹 (西土佐地域担当)	今川 和生
係長	柴 秀樹		

6 議案

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について(6件)

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について(4件)

第3号議案 非農地証明書の交付について(5件)

報告事項

その他

◆議長（福留会長）

只今から令和4年9月「四万十市農業委員会総会」を開会いたします。

まず事務局より諸般の報告をお願いします。

○事務局

それでは諸般の報告をさせていただきます。

欠席の届出がございます。議席番号3番 伊与田 真哉 委員、議席番号4番 井上 靖好 委員、議席番号19番 畠中 温喜 委員の3名であります。従いまして、本日の出席委員数は、19名中16名の出席となり、「農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定」により、在任委員の過半数に達しておりますので、会議は成立しております。

以上で諸般の報告を終わります。

また、議案書5ページの番号4については、申請を取り下げいたしました。以上です。

◆議長（福留会長）

○ 続きまして、会議規則の規定に基づき、議事録署名委員は、議席番号1番 篠田 新生 委員、議席番号2番 桑原 宏文 委員 にお願いします。

それでは、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

第1号議案 農地法第3条の規定による申請について説明いたします。議案書は2ページになります。

番号1。土地の表示は、竹島字福満 他 以下議案書記載のとおりです。申請理由は贈与で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は農作業歴8年の70歳の専業農家で、農作業への従事日数は年間250日となっております。労働力は、譲受人と、農作業歴8年の妻の2人となっております。農機具につきましては、本所有・リースの農機具はなく、全て知人から借用するようです。申請地は自宅から30分ほどの距離となっております。耕作面積は121アールとなりますので、本市の下限面積である30アールを上回っております。

また、申請地は耕作している農地と休耕状態の農地がありますが、今後は譲受人とその家族が耕作していくということですので、今までどおり周辺の農地に与える影響などはないと思われます。

以上、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当いたしません。

続きまして、番号2。土地の表示は、鍋島字下新川 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は、農作業歴1年の37歳の兼業農家で、農作業への従事日数は年間250日となっております。労働力は、譲受人と、農作業歴40年の父の2人となっております。農機具につきましては、トラクター、管理機を所有しているとのことです。申請地は自宅から約10キロメートルの距離となっております。耕作面積は35アールとなりますので、本市の下限面積である30アールを上回っております。

また、申請地は現在ブッシュカンを作付していますが、取得後も引き続きブッシュカンを栽培していくということで、周辺の農地に与える影響などはないと思われます。

以上、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当いたしません。

続きまして、番号3。土地の表示は、深木字谷入 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は農作業歴30年の53歳の専業農家で、農作業への従事日数は年間200日となっております。労働力は、譲受人と、農作業歴60年の父の2人となっております。農機具につきましては、耕運機、コンバイン、田植機を所有しているとのことです。申請地は自宅から約20メートルの距離となっております。耕作面積は66アールとなりますので、本市の下限面積である30アールを上回っております。

また、申請地は現在休耕田となっていますが、取得後は譲受人とその家族が季節野菜等を作付けし、農地として使用していくということですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われます。

以上、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当いたしません。

続きまして、番号4。議案書は3ページになります。土地の表示は、西土佐大宮字中ノ前 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は農作業歴40年の71歳の兼業農家で、農作業への従事日数は年間200日となっております。労働力は、譲受人のみとなっております。農機具につきましては、本人所有・リースの農機具はなく、必要な時は近所に住む親族である弟から借りて耕作するようです。申請地は自宅から約100メートルの距離となっております。耕作面積は74アールとなりますので、  
①市の下限面積である30アールを上回っております。

また、申請地は水稻、季節野菜の耕作をしておりましたが、今後は譲受人が引き続き、同じように農地として耕作していくということですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われます。

以上、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当いたしません。

続きまして、番号5。土地の表示は、入田字尾崎 他 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は農作業歴41年の61歳の専業農家で、農作業への従事日数は年間200日となっております。労働力は、譲受人と、農作業歴30年の夫の2人となっております。農機具につきましては、トラクター、コンバイン、田植機、軽トラックを所有しているとのことです。申請地は自宅から約500メートルの距離となっております。耕作面積は46アールとなりますので、本市の下限面積である30アールを上回っております。

また、申請地はこれまでカボチャやサツマイモ、季節野菜等の栽培をしていましたが、取得後も引き続き、譲受人とその家族が季節野菜等を作付けし、農地として使用していくということですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われます。

以上、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当いたしません。

続きまして、番号6。土地の表示は、入田字土居ノ前 他 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は農作業歴29年の69歳の兼業農家で、農作業への従事日数は年間150日となっております。労働力は、譲受人と、農作業歴45年の妻の2人となっております。農機具につきましては、トラクター、軽トラック、草刈り機の小型ブルモアーを所有しているとのことです。申請地は自宅から約500メートルの距離となっております。耕作面積は169アールとなりますので、本市の下限面積である30アールを上回っております。

また、申請地は現在、季節野菜等の作付けが行われており、取得後は譲受人とその家族が引き続き農地として使用していくということですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われます。

以上、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当いたしません。以上です。

◆議長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員さんのご意見をお伺いします。

1番の関係委員の畠中委員は本日欠席ですが、適当である旨の連絡をいただいております。

推進委員から、意見などはございませんか？

◇宮崎委員（下田・八東地区担当）

1番の竹島の件ですが、特に問題はないかと思います。以上です。

◆議長（福留会長）

続きまして、2番の関係委員の畠中委員は本日欠席ですが、適当である旨の連絡をいただいております。

推進委員から、意見などはございませんか？



◇宮崎委員（下田・八東地区担当）

この件も特に問題ないと思いました。以上です。

◆議長（福留会長）

続きまして、「3番の関係委員」お願いします。

◇議席番号5番 加用委員（八東地区担当）

5番、八東の加用です。3番について説明したいと思います。申請地の状況ですが、少し草が生えているような状態でした。譲受後は畑として耕作したいとのことでした。農作業の従事状況や下限面積、周辺地域との関係も問題ないと思いますので、よろしくお願いします。以上です。



◆議長（福留会長）

推進委員から、意見などはございませんか？

◇宮崎委員（下田・八東地区担当）

この件に関しましても、特に問題ないと思いました。以上です。

◆議長（福留会長）

続きまして、「4番の関係委員」お願いします。

◇議席番号1番 篠田委員（西土佐大宮地区ほか担当）

議席番号1番、担当地区の篠田です。先週の9月3日に宮地推進委員と共に譲受人立会いのもと現地確認を行いました。申請地は稲刈りが終わった状態で管理は問題なかったです。申請書についても、内容を確認したところ違いはありませんでした。取得後も作業受託を受け、稲を管理していくそうで申請に問題はないと思います。

◆議長（福留会長）

推進委員から、意見などはございませんか？

◇宮地（浩）委員（西土佐大宮地区ほか担当）

問題なかったと思います。以上です。

◆議長（福留会長）

続きまして、「5番の関係委員」お願いします。

○議席番号15番 正木委員（具同担当）

15番、具同地区担当正木です。5番についてですが、事務局の説明のとおりでございます。29日の11時頃に譲受人と面談をいたしまして、お話を聞きました。今までも、この2筆については耕作しております、引き続き売買で取得しても同じ物を作るということでございます。直販所に出荷していることもありまして、農地として使用するということでございます。問題ありません。以上です。

◆議長（福留会長）

推進委員から、意見などはございませんか？

◇宮地（秀）委員（中村・具同・東山地区担当）

特に問題はないと思います。以上です。

○◆議長（福留会長）

続きまして、「6番の関係委員」お願いします。

◇議席番号15番 正木委員（具同担当）

15番、具同地区担当正木です。6番についてです。この案件についても事務局の説明のとおりでございます。引き続き農地として使用するということでございます。今現在は3筆とも荒れている所はございません。問題ございません。以上です。

◆議長（福留会長）

推進委員から、意見などはございませんか？

◇宮地（秀）委員（中村・具同・東山地区担当）

この件についても特に問題ないと思います。以上です。

◆議長（福留会長）

以上で関係委員さんのご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第1号議案の農地法第3条の規定による許可申請について、一括採決をいたします。原案に賛成の委員さんは举手をお願いいたします。

～～～ 農業委員《全員挙手》 ～～～

◆議長（福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第3条の規定による許可申請につきまして、原案のとおり許可することいたします。

続きまして、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について、議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について説明します。議案書は4ページ、5ページになります。

番号1。土地の表示は 入田字三代地 以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。8月29日、事務局と会長で現地に向かい、具同地区担当の正木委員及び申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。お手元のタブレットの1、2ページ及び前のスクリーンをご覧ください。この度、住宅を建築するために宅地とするものです。場所については、具同小学校より北西に1.2kmほどに位置する農地で、南側は市道と宅地、東側は貸人である久保茂所有の農地、西側及び北側は農地ですが、所有者から転用についての同意を得ています。排水については、合併浄化槽を経由し雑排水及び屋根の雨水は南側にある既存の排水管に接続し排水します。屋根以外の雨水については自然浸透によるため、周辺の農地への影響はないものと思われます。

申請地は第1種農地ですが、不許可の例外規定である集落接続の住宅等に該当するため、転用が許可できる土地ということあります。

続きまして、番号2。土地の表示は、具同田黒一丁目 以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。8月29日、会長と事務局で現地に向かい、具同地区担当の正木委員及び申請代理人立会いのもと現地

確認を行いました。お手元のタブレットの3、4ページ及び前のスクリーンをご覧ください。この度、住宅を建築するために宅地とするものです。場所については、具同小学校より南東に50mほどに位置する農地で、東側は幅員6mの市道、北・西・南側は宅地で、周辺に農地はなく影響はないものと思われます。雨水については自然浸透により排水し、雑排水については合併浄化槽を設置し既設の市道側溝に排水します。

申請地は都市計画法による用途地域に指定されている第1種中高層住宅専用地域で第3種農地となり、転用が許可できる土地ということあります。

続きまして、番号3。土地の表示は、渡川一丁目 以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。8月29日、会長と事務局で現地に向かい、具同地区担当の正木委員及び申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。お手元のタブレットの5、6ページ及び前のスクリーンをご覧ください。この度、住宅を建築するために宅地とするものです。場所については、具同小学校より北東に50mほどに位置する農地で、南側は市道、西側・東側は宅地、北側は貸人である伊与田妙美所有の農地で、周辺の農地への影響はないものと思われます。雑排水については、合併浄化槽を経由して南側市道側溝に排水、雨水については自然浸透により排水します。

申請地は都市計画法による用途地域に指定されている第1種中高層住居専用地域で第3種農地となり、転用が可できる土地ということあります。以上です。

◆議長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。

「1番の関係委員」お願いします。

◇議席番号15番 正木委員（具同地区担当）

15番、具同地区担当正木です。1番についてですけれども、事務局の説明のとおりでございます。排水についても問題はございません。親子でしたけれども、これは5条ということで申請がございましたので問題ないと思います。

2番ですけれども、都市計画区域内でございます。問題ございません。

3番についても、都市計画区域内ですが問題ございません。親子での貸借でございます。以上です。

◆議長（福留会長）

推進委員から、意見などはございませんか？

◇宮地（秀）委員（中村・具同・東山地区担当）

9月3日に現地確認に行きましたが、1～3番まで特に問題ないと思います。以上です。

◆議長（福留会長）

以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について、一括採決いたします。原案に賛成の委員は举手をお願いいたします。

～～～ 農業委員《全員挙手》 ～～～

◆議長（福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第5条の規定による許可申請進達につきまして、原案のとおり許可進達することといたします。

続きまして、第3号議案 非農地証明書の交付について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

第3号議案 非農地証明書の交付について説明します。議案書は6ページになります。

番号1。土地の表示は楠島字中城ヶ谷、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。8月29日に会長と事務局で現地に向かい、中筋・東中筋地区担当の清水委員と岡本推進委員及び申請者代理人立会いのもと現地調査を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元のタブレット7、8ページをご覧ください。現地は住宅への進入路及び駐車場、庭となっている状況です。あわせて、事務局でも確認したところ、平成14年時点の航空写真では既に宅地となっており、現在に至っています。

以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、人為的に転用されてから15年以上経過しており、農地行政上も特に支障はないと思われます。

続きまして、番号2。土地の表示は西土佐江川崎字上宮ノ前、以下地番等、申請地、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。また、先ほどの5条転用の議案書と関連しております。8月30日に事務局で現地に向かい、江川崎地区担当の桑原委員と竹村推進委員及び申請人立会いのもと現地調査を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元のタブレット9、10ページをご覧ください。現地は新築住宅を建設するため土地をかさ上げ済です。以前は、倉庫建物と駐車場があり平成14年不詳頃より利用していました。事務局で調査したところ、平成17年時点の航空写真で、既に倉庫建物と駐車場になっていたことを確認しております。

以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、人為的に転用されてから既に15年以上経過しており、農地行政上も特に支障がないと思われます。

続きまして、番号3。土地の表示は、楠島字ミヨタ 他 以下申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。8月29日に会長と事務局で現地に向かい、東中筋地区担当の清水委員と岡本推進委員及び申請者代理人立会いのもと現地調査を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元のタブレット11、12ページをご覧ください。現地は資材置場となっている状況です。事務局

でも確認したところ、平成 14 年時点の航空写真では既に資材置場となっており、また申請者より賃貸契約書の提出があり、平成 4 年 10 月の契約時から資材置場としての使用が始まり、現在に至っています。

以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、人為的に転用されてから 15 年以上経過しており、農地行政上も特に支障はないと思われます。

続きまして、番号 4。議案書は 7 ページになります。土地の表示は、安並字クホバタ、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。8 月 29 日に会長と事務局で現地に向かい、東山地区担当の尾崎委員及び申請者代理人立会いのもと現地調査を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元のタブレット 13、14 ページをご覧ください。現地は原野となっている状況です。あわせて、事務局でも確認したところ、航空写真等では明確な状況の判断が難しいですが、地区担当委員から当該申請地の経緯等の確認により、耕作不適・耕作不便の状況があり、継続した耕作が困難であることが確認できました。

以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、耕作放棄されてから 10 年以上経過しており、農地への復旧は困難な土地と思われます。

続きまして、番号 5。土地の表示は川登字大舟木他、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。8 月 29 日に会長と事務局で現地に向かい、大川筋地区担当の伊与田委員と武井推進委員及び申請者代理人立会いのもと現地調査を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元のタブレット 15、16 ページをご覧ください。現地は資材置場となっている状況です。あわせて、事務局でも課税の状況等を確認したところ、申請地は平成 16 年から原野での課税となっており、また平成 17 年時点の航空写真では既に資材置場として使用されており、現在に至っています。

以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、大舟木 2232 番口については人為的に転用されてから 15 年以上経過しており、農地行政上も特に支障がないと思われます。また、赤石 2251 番イについては耕作放棄されてから 10 年以上経過しており、農地への復旧は困難な土地と思われます。以上です。

◆議長（福留会長）

○ ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。

「1 番の関係委員」お願いします。

◇議席番号 14 番 清水委員（中筋・東中筋地区担当）

14 番、東中筋・中筋担当の清水です。8 月 29 日、事務局、会長、推進委員、申請人、申請代理人と現地調査を行いました。1 番ですが、事務局の説明のとおりですが、50~60 年以上代々住宅の進入路・駐車場として使用し、コンクリートなど打っており農地への復旧は無理と考えます。以上です。

◆議長（福留会長）

推進委員から、意見などはございませんか？

◇岡本委員（中筋・東中筋地区担当）

4 区の岡本です。清水委員の説明に間違いありません。

◆議長（福留会長）

続きまして、「2番の関係委員」お願いします。

◇議席番号2番 桑原委員（西土佐下方地区ほか担当）

議席番号2番、桑原です。8月30日に竹村推進委員と事務局と現地を確認いたしました。写真は既に整地されて綺麗なようになっていますが、長年に渡り倉庫と駐車場として使っていたのは確認をしております。この案件についても問題ないと思います。以上です。

◆議長（福留会長）

推進委員から、意見などはございませんか？

◇竹村委員（西土佐下方地区ほか担当）

特に問題はない。

◆議長（福留会長）

続きまして、「3番の関係委員」お願いします。

◇議席番号14番 清水委員（中筋・東中筋地区担当）

14番、東中筋・中筋担当の清水です。3番ですが、8月29日、事務局、会長、推進委員、申請代理人と現地調査を行いました。事務局から説明がありましたとおりですが、人為的に手を加え15年以上経っており、現在資材置場として使用しており農地への復旧は困難と判断しました。以上です。

◆議長（福留会長）

○推進委員から、意見などはございませんか？

◇岡本委員（中筋・東中筋地区担当）

4区の岡本です。説明のとおりでございます。

◆議長（福留会長）

続きまして、「4番の関係委員」お願いします。

◇議席番号17番 尾崎委員（東山地区担当）

17番、東山地区の尾崎です。4番申請地について報告いたします。8月29日に農業委員関係者並びに申請関係者とで現地確認を行いました。当該地は平成15年頃より田に入る道が無くなり耕作放棄され、現地は写真のように草が生い茂り現在に至っている状態です。農地としてこの先復旧は困難だと思いますので、非農地証明については適当ではないかと考えています。

◆議長（福留会長）

推進委員から、意見などはございませんか？

◇宮地（秀）委員（中村・具同・東山地区担当）

9月3日に現地を確認に行きました。前のスクリーンどおり、現在原野の状態となっております。耕作を放棄してから10年以上経っているということですので、非農地証明を交付することに対しては特に問題はないと思います。以上です。

◆議長（福留会長）

続きまして、5番の関係委員の伊与田委員は本日欠席ですが、適当である旨の連絡をいたたいております。  
推進委員から、意見などはございませんか？

○武井委員（大川筋・後川地区担当）

2区の武井です。8月29日に役所のスタッフ一同と会長、伊与田委員、行政書士、そこで建設作業をしている土建の社長で現地を視察いたしました。事務局の説明のとおり、15年以上いわゆる原野というような状況で、以前に別の案件で現地を確認を行ったことがあります。それと比べると、今年行った時は以前と比べて、ずいぶんと様変わりした環境になっておりました。事務局の説明どおり、非農地証明は適当であろうと強く感じました。以上です。

◆議長（福留会長）

以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第3号議案 非農地証明書の交付について、一括採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

～～～ 農業委員《全員挙手》 ～～～

◆議長（福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、非農地証明書の交付について、原案のとおり交付することといたします。

最後に、委員の皆様から何かございませんか。

無いようでございますので、以上で本定例会に付議されました議案は、すべて終了いたしました。これにて閉

会といたします。

~~~~~

四万十市農業委員会総会会議規則第18条第2項の規定により署名する。

令和4年9月6日

議長 福留宣彦

署名委員 緑田新生

署名委員 桑原宏文